

法政大学大学院海外における研究活動補助規程

規定第1074号

一部改正 2012年 4月 1日 2013年 4月 1日
2014年 4月 1日 2015年 4月 1日
2016年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する大学院生の学術研究を奨励し、海外で開催される国際学会やワークショップ等での研究発表を目的に渡航する大学院生を支援するため、その運用に関する必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、本大学院の修士課程又は博士後期課程に在籍する正規学生とする。
2 中国政府派遣博士後期課程大学院生受入プログラムによる学生及び学生交換協定等により海外大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている学生は本制度の補助対象としない。
3 「大学院学生海外留学に関する規程」により当該補助金を受給し留学中の者は、本制度の補助対象としない。
4 休学中に海外渡航した場合、本制度を適用することはできない。

(補助対象)

第3条 補助金は、本学大学院生が国内外の学術機関が主催する海外での学会、研究会、ワークショップ等の公的な場で行う研究発表に対して支給する。
2 補助対象は、毎年4月1日から3月末日までの間行う研究発表とする。ただし、休学期間を除くものとする。
3 共同による研究発表については、セカンドオーサーまでとする。
4 ポスター・セッションにおける発表者は、本制度の補助対象とする。

(補助金額)

第4条 補助金は、学会発表（研究会やワークショップを含む。）で海外渡航する場合、これに要した旅費、その他諸経費について、1人1回10万円を上限として実費支給する。
2 希望者多数の場合には、1人あたりの補助金額を減額する場合がある。

(申請回数)

第5条 補助金の申請回数は、当該年度通算1回までとする。

(補助金の範囲)

第6条 補助金の支給補助の範囲は、以下のとおりとする。
(1) 海外往復渡航費（含空港利用料、出入国税）
(2) 現地での宿泊費
(3) 現地交通費
(4) 学会発表参加費
(5) 海外旅行保険料
(6) 日本国内の交通費
(7) その他研究科長会議が適当と認めたもの
2 前項に関しては、科学研究費補助金の規程を基準とする。
3 支給補助の運用細目は、研究科長会議が決定し募集要項に定めるものとする。

(申請手続)

第7条 本補助金の申請者は、帰国後以下の書類を提出しなければならない。
(1) 法政大学大学院海外研究活動補助申請書
(2) 精算に必要な証憑類

- (3) 学会開催要項
- (4) 学会発表承諾書
- (5) 学会プログラム本書
- (6) 学会発表のための論文要旨

(申請期間)

第8条 前条の申請は、当該年度4月1日から2月末日までの一定期間とする。具体的な申請期間は、毎年度ごとに募集要項に明示する。

(審査・決定)

第9条 補助金支給者の決定は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

(発表)

第10条 前条により決定された補助金の決定通知は、書面にて行うものとする。

(報告書の提出)

第11条 毎年度の募集要項に従い、帰国後必ず報告書を提出することとする。

(取消・返還)

第12条 本大学院は、以下の場合には補助金対象者としての決定を取り消し、その一部又は全部を大学に返還することを求めることができる。

- (1) 当該年度において、退学又は除籍されたとき
- (2) 虚偽の申請をおこなったとき
- (3) 大学が求める必要書類の提出がなかったとき
- (4) その他、本補助金を受給するに値しないと判断される時

(その他)

第13条 本補助金は、科学研究費補助金等、学外からの学術研究補助金との併給を可とする。

2 別に定める「法政大学大学院学生学会発表奨励金」との併給はできない。

(事務)

第14条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定するものとする。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から一部改正して施行する。
- 3 この規程は、2013年4月1日から一部改正して施行する。
- 4 この規程は、2014年4月1日から一部改正して施行する。
- 5 この規程は、2015年4月1日から一部改正して施行する。
- 6 この規程は、2016年4月1日から一部改正して施行する。